秘密指定解除
政策企画室

極秘
無期限
50部の内
2号

政策企画報告（第1号）

# わが国の外交政策大綱

（1967）

昭和44年9月25日

外交政策企画委員会

# 序　言

1. 本報告は昭和44年5月から9月までに行なつた検討をとりまとめたものである。

2. 本報告の作成の目的は、日本外交の重要問題についての政策を列挙し整理することにより、(イ)政策企画委員会としての意思統一を可能な限りはかること、(ロ)今後の委員会の企画作業に一般的に利用すること、(ハ)今後の企画作業テーマの選定に資することにある。

　従つて、これをもつて全省的な政策指針とすることを目的としたものではない。

3. 本報告の作成に当つては、従来の政府の方針には必ずしもとらわれることなく、主として当委員会としての日本の国益と内外情勢の客観的な把握の上に立つて検討を進めた。

4. 第一部「日本外交の前提条件」を作成するに当つてはおおむね1970年代の10年間を頭においた。また第二部「当面のわが国の外交政策」は一応今後3年ないし5年程度の

施策をとり上げるとの考え方に立つて作成したが、事項によりより長期の政策にも及んだものもある。

5. 第二部において地域としてはカナダ、東欧、中南米、中近東、アフリカをとり上げておらず、また領事関係施策、国内啓発施策等もとり上げていないが、これはこれら地域ないし分野の重要性と関係はなく、1970年前半において広義の安全保障政策と関連が深く、この際従来の施策の見直しを必要とすると考えられる諸問題に重点をしぼるため、あえてとり上げなかつたものである。

6. 外交政策企画委員会としては、今後とも本報告を定期的にレヴューして行くこととする。

7. 本報告の性質上、取扱いには特に慎重を期されたい。

# わが国の外交政策大綱

## 目　次


第1部　日本外交の前提条件……1
1. グローバルな条件……1
2. 日本自身の条件……8
3. 日本と重要地域との基本的関係……16
第2部　当面のわが国の外交政策……24
I　地域別政策……24
1. 対米施策……24
2. 対朝鮮半島施策……30
3. 対中国施策……34
4. 対東南アジア施策……42
5. 対豪州・ニュー・ジーランド施策……50
6. 対インド・パキスタン施策……53
7. 対ソ施策……55
8. 対西欧施策……58
II　分野別政策……62
1. 安全保障に関する施策……62
2. 国際的安全を高めるための施策……69

3. 国連関係施策……73
4. 人種問題関係施策……78
5. 経済関係施策……82
6. 経済協力関係施策……91
7. 文化啓発関係施策……99
8. 移住関係施策……101

# わが国の外交政策大綱

## 第1部　日本外交の前提条件

### 1. グローバルな条件

(1) 現在の国際社会の成熟状況では、国際社会の秩序を形成している一番重要な要素は、国際法とか、道義とか、諸国民の願望、意志ではなく、依然として国家間の軍事力、政治力、経済力等を総合した力関係である。

(2) 世界の「不安定な安定」は、東西両陣営の力関係、特に米ソ二超大国の核戦力の関係に基づいて生れた相互抑止作用によつて、維持されている。米ソが、今後の科学技術の進歩によつて、この相互抑止作用の機能について誤つた判断を下したり、あるいは第三核保有国が米ソの均衡をくずすようなことがない限り、米ソ間の全面核戦争はまず起りえない。

全面戦争にエスカレートする公算がほとんどなくなつたため、地域的紛争はむしろ

多発化のおそれすらあるが、米ソ両国があくまで直接対決を回避する紛争は局地化・小規模化され、多くの場合問題の根本的解決または大幅な事態変更なしに収拾又は凍結される傾向が強い。

しかし、この平和共存関係にもかかわらず、米ソ両国が自己の影響力の維持拡大のため争う状況は今後も変ることはない。

(3) 核全面戦争は起りえず、又軍事力は国際政治上の力の要素としての潜在的意義は変らないがその現実の使用については限界が明らかとなつたため、中小国の自主性への指向は高まり、大国の支配や影響力が及ぶ範囲にも限度が生じている。

この結果(イ)多極化すなわち超大国以外の大国の軍事面以外の発言力の増大、(ロ)集団安全保障体制内における超大国の指導力の低下、(ハ)中小国のナショナリズムに基づく大国の影響力からの自立傾向、(ニ)核・宇宙。

海洋等の分野における超大国の行動に対する他の諸国の反発といつた諸現象が起つている。

これらの傾向は今後とも継続すると想定される。

(4) 中共は広大な面積人口を有し、かつ70年代半ばにはICBMを保有すると思われる核保有国である上に、米ソいずれとも著るしく意思の疎通を欠く独立の政治単位であるという点で、米ソによる世界的な戦争抑止体制が今後継続することに対する一つの大きい不安定要素をなしている。しかし今後10年位の期間をとる場合は、中共の国力の大幅伸長は考えられず、核戦力についても米ソの二極構造を脅やかすには至らないと考えられる。

中ソの対立は国家間対立の様相をますます深め、さらに激化する傾向にあり、予断は許されないが、これが大規模かつ長期的な

武力紛争に発展する可能性は少ない。しかし、万一中ソ間にかかる大規模の紛争が起る場合は、中共・国府関係、ソ連・国府関係、南北鮮関係等が流動的となり、影響するところは米ソ関係に及ぶであろう。

国際共産主義は共産革命の目標を捨てていないが、多極化及び中ソ対立を背景に、分裂の傾向が顕著であり、今後もこの趨勢は続くと考えられる。

(5) 米ソ中三大国の関係が最も複雑にからみ合っているのはアジアである。

このうち中共は現状変革を目ざす勢力であり、ソ連は中共との関係では現状を維持しつつも米国との関係では現状を自己に有利に変革しようと努める勢力であるといえる。

また、アジアは、貧困とこれに基く政治的・社会的不安、各国のナショナリズム、複雑な民族関係、宗教問題等の不安定要因をかかえている。しかも最近米国の介入縮小傾向と英国の撤退の方針が明らかとなったので、アジアにおいては今後とも不安定な状況は継続すると想定される。

しかし、かかる不安定要因を前にして、アジアの中小国が大国の動向になるべく左右されることなく自国の安全保障の確保と経済発展をはかるため、現実的な立場に立ち地域的に協力する動きも又高まると推定される。

(6) 市場経済原理を奉じている先進工業国の

相互間においては、通商、金融、科学技術面での競争関係と相互補完関係の両面がともにさらに強まると予想される。他方、国際協力体制が進んでいるので、各種の不均衡が世界経済秩序に大打撃を与えるような事態は回避されよう。

(7) 南北問題は先進国側の援助その他の努力にもかかわらず半永久的に継続し、さらに悪化するおそれすらある。また、経済発展は一般的には安定につながると考えられるが、後進国における生活水準の向上は、国によつては封建的政治構造、前近代的社会構造の変革要因となるので、援助に基く経済開発により、被援助国の政治的安定度がかえつて低下する場合もなしとしない。にもかかわらず、人道上、世界経済の調和ある発展上、及び世界平和の観点から先進国はひきつづきこの問題に取組むことを余儀なくされており、又援助・貿易等各分野に

おける後進国側の要求はますます高まるものと推定される。

ただし、人口・食糧問題は、当面食糧の供給過剰傾向にあるので、1970年代に関する限り事態は悪化しないであろう。

なお、今後は一般的に後進国相互間の発展の程度に今までに以上の差異が生じるであろう。

(8) 国際連合は、諸紛争・南北問題・核問題等を各国が討議し解決をはかるフォーラムとしては限定的ではあるが有用性をもち、又政治的色彩の稀薄な分野における国際協力を推進する上で重要な機構であるが、設立の基本目的たる世界の安全保障の維持については殆んど力をもつていないし、今後当分この状態は変らない。

又、軍縮は、基本的には米ソ両大国の比重が圧倒的に大きいので、この両国間の話合いのつく問題、すなわち、両国の優位を維持し、両国間の均衡を崩さないような措置は別として、当面大きい進展は期待できない。

2　日本自身の条件

(1)　共産主義は、基本的人権と自由の尊重と相いれない政治体制であり、またわが国の如き発展段階に達した国にとつては有効な社会経済体制でもない。かつわが国の安全保障にとり死活的な協力を提供している米国は自由主義体制をとつており、またわが国の繁栄のためには、自由圏諸国又はこれの影響力下にある諸国との提携、交流が欠くことのできない要件である。すなわちわが国は、自由圏全体の発展と協力の中に利益を見出している国である。

(2)　わが国は、中ソ二大共産国の隣国であるが、これら両国は共産主義革命の目標をかかげており、かつ核を含む強大な攻撃能力を有している。またわが国に最も近接している朝鮮半島の平和は、日本の安全にとり不可欠であるが、同半島における緊張は今後も継続すると考えられる。

従つてわが国は、現実の脅威の大きさにかかわらず、常にわが国に対する間接及び直接侵略を抑止するための備えを必要とする。ただし、中ソ両国の能力にてらし、通常兵力による侵略をわが国が抑止することすら容易でない。ましてや核攻撃や核恫喝に対する抑止力及び極東諸地域における紛争抑止力をわが国独自で保有することは憲法の制約の有無にかかわらず不可能である。従つて、現下の国際情勢でわが国が安全を期するためには、米国の協力を必要とし、この限りにおいてこれに見合つた日本の責任分担も又必要である。

また、東西両陣営の力の均衡が現在の世界平和を維持しており、かつわが国の世界に占めるウエイトにかんがみ、わが国が現在の東西の力関係を崩さず、かつ可能な限り西側の優位が維持増進されるよう協力することは、わが国自身の安全にとり重要である。

わが国が米国から離反することあるいは日米間の条約関係の如何をとわず事実上中立に近い政策をとることは、わが国自身の国益に反するのみならず、世界のバランスを崩す惧れを伴うものである。

(3) わが国は島国の利点はあるが、狭隘な国土に人口が密集し、重要資源の大部分を海外に依存しているため、軍事的には極めて脆弱な国である。

このため、わが国は自衛力及び米国との協力による安全保障と並行し、近隣諸国との緊張激化を招かないよう、できれば、さらに進んでこれら諸国との友好関係を促進することに努める必要がある。

たまたま東アジアには三つの分裂国家地域が存在しているが、これら地域における対立紛争にわが国が局外の立場に立つことは困難であるので、わが国は現存の対立がこれ以上激化することなきよう能うべくば

緩和するよう努めるべき立場にある。又さらに進んでアジアの安定をはかることがわが国の安全保障につながる。

さらに、長期的には、グローバルな東西間の融和促進のため国力に応じた貢献を行なうことがわが国の利益につながる。

(4) わが国は戦後久しきにわたつて米国に依存する国であつたが、復興の過程が終了するにつれて国民の間のナショナリズム的傾向は急速に表面化しており、この傾向は世界における日本独自の役割りについての模索及び米国に対する自主性確立の要求となつて現われている。又、高度成長の傍発生した各種疎外現象は国民に欲求不満を生んでいる。

他方、憲法制定当時想定された「消極的平和主義を守る繁栄した中級国家」という日本の未来像は、現実の国際情勢とも日本の国力とも合致しなくなつているにかかわらず、国民の相当広汎な層の意識の中にはかかる消極主義的、孤立主義的な国家像が定着している面もある。

従つて、妥当な新しい日本の国家目標を掲げることは外交、内政両面からの必要事である。

わが国が自己中心的かつ国内優先的目標をかかげ、さらに国力を増大してゆく過程において国際責務を十分果すことなく、日本国内における福祉社会実現のため専ら自国の物質的繁栄のみを追求する姿勢をとれば、わが国の立場は客観的な国際情勢から遊離することとなり、自国の安全をも危険におとしかねない。

また、わが国が大国主義の目標をかかげ、米国からの自主性確立が誤つた方向をとれば、日本の国力及び国際的地位に裏付けされない政策をとりがちになり、自国の繁栄を犠牲にし、あるいは他国の不信、反発を招き国際的孤立の途に入るおそれがある。

日本経済はすでに国民総生産において米ソに次ぐ世界第3位であり、しかも今後かなり長期にわたつて現在の活力をもつて成長すると想定される。かかるわが国が国際場裡において行動する場合最大の武器は経

済力と、これに付随して生じる政治力である。従つてわが国は、かかる力のうら付けの下に、かつかかる力の限界を十分心得た上で、わが国の影響力の増大をはかり、もつて自国の安全度と繁栄を促進するとともに、国際社会の安全と発展のため日本の独自性を生かした方法で貢献することに国家目標を見出すべきである。

(5) わが国は、世界第3位の経済大国となつたとはいえ、個人所得は世界20位程度である。今後のわが国の課題が、住宅建設、公害除去など社会変革の歪みを克服すること及び中小企業、農業などの構造改革を実現することにありとすれば、日本経済の一段の飛躍が必要であり、このためには市場拡大、資源確保などを目的とした適切な通商施策が引き続き要請される。

ただし、日本経済の発展は世界経済全体の繁栄と切り離しえず、また、日本の地位

の向上とともに相互主義の原則を守らずしては日本の国際的地位は低下するから、国内産業保護は構造改革上暫定的に必要やむをえざるものにとどめ、大局的には自由化、開放化へ進むことが至上命令である。

(6) わが国はなお、戦後処理の問題をかかえた国である。賠償等の経済的戦後処理問題は一応解決したが、沖縄及び北方領土の問題は残っている。これが解決は国民的要請であり、今後とも外交努力を傾けるべき重要課題である。

## 3. 日本と重要地域との基本的関係

### (1) 日米関係

日米両国は基本的価値を個人の自由と人権の尊重におく民主主義を奉じる国として政府理念を同じくし、加えて安全保障、経済交流、アジア政策などに重要な共通の利害関係を有する。他面、米国は、わが国通商の最大の相手国であり、かつ第二次大戦におけるわが国の敗戦以来西太平洋における軍事的支配権を握つているので、軍事的にも経済的にもわが国に死活的協力と致命的打撃のいずれをも最も容易に与える能力を有する国である。

従つて、日米の友好関係は日本外交にとつての至上命令であり、又米国にとつてもわが国との友好関係は極めて重要である。ただし、第二次大戦及び占領という特殊な歴史的経緯をへて成立した日米関係は現在試練に直面している。日本国民には戦後ひ

きつづき日本の行動は米国の掣肘をうけているとの意識が存在しているが、国力の増大とともに米国への依存からの脱却への要求が最近高まつており、他方米国には日本の非協力姿勢に対するいら立ちが抬頭している。かかる試練を克服し長期的に安定したパートナーシップを築き上げることが日米関係の課題である。

(2) 朝鮮半島との関係

わが国にとり、最大の関心事は、朝鮮半島全域がわが国にとり非友好的な勢力の支配下におち入らないこと及び同半島における大国の力関係が均衡を保つことにより、不測の事態が発生しないことである。同半島における緊張の著るしい緩和、あるいは平和裡の統一は当面期待すべくもない。

よつてわが国は、当面国交を有し隣接国である韓国の安定と繁栄、同国との善隣関係の促進が利益である。

なお、上述の如き朝鮮半島全域に対するわが国の関心にかんがみ、北鮮を無用に刺戟することは避けるべきである。

(3) 日中関係

中国問題についてのわが国の利益は、巨大な隣国たる中国と永続的な共存関係をつくり相互交流により裨益し合うことであるが、中共の内政の現状とその反映である対外態度の現状では、国交の有無にかかわらず、相互の利益となるような関係の大幅な改善は望めないと考えられる。

台湾については、「一つの中国」、「一つの台湾」が事実上国際的に安定した形で実現されることが最も好都合である。しかしこの解決は、中共・国府がともに受諾不可能としており、その実現の公算は必ずしも大きいとはいえない。しかし、いずれにしても台湾の帰趨の如何をとわず、台湾が市場経済体制の下に繁栄し、本土とは異質

な地域となつていることはわが国の長期的利益に合致すると考えられる。

中共との関係を長期的に見た場合には、わが国が仮りに一面ある程度の平和的共存を実現しえたとしても、日中両国はアジアの二大雄邦として必ず一種の競争関係に立つと思われ、かかる競争関係にありながらなおかつ平和的に共存するためには、日中の力のバランスが必要である。中共の巨大さ、核戦力等をオフセットする政治力をわが国がもつためには、経済面及び技術面で常に中共に対し大幅の優位を保ち、かつ中共の引力に反発する周辺中小国に対するわが国の影響力を確保する必要がある。

(4) 東南アジア及び大洋州との関係

東南アジアの市場及び資源供給地としての比重は今後相対的には低下すると考えられ、また、安全保障の見地からも東北アジアに較べれば、同地域の重要性は二次的である。しかし同地域は、地理的近接性、人種的親近性に加え、経済的にも貿易、資本等の各面でわが国に対し少なからぬ交流関係、依存関係にあり、将来アジアにおいて中共に対し対抗しつつ共存関係を維持するために必要なわが国の政治的立場を固める上でも、わが国の影響力を及ぼしうる可能性の大きい地域として重要である。

かかる理由及び戦後大陸への発展の途を閉され、海洋進出をはからざるをえないとの要請が相まつてわが国は、近年その国際的責任を果すに当つて主力を東南アジアに向けている。

ただし、東南アジアにおけるナショナリズム及び地域協力への動きは、これを尊重し、

エンカレジしつつ対処する必要がある。

大洋州は、経済パートナーとしても又、わが国の東南アジア政策の補完者としても重要であり、豪州・ニュー・ジーランドとの関係の密接化、両国の対日依存の増大をはかることが要請される。

(5) インド・パキスタンとの関係

インド・パキスタンに対しては、わが国は将来かなりの政治的影響力を行使しうると思われるが、東南アジアに対するわが国の影響力には及ばないと考えられ、また、両国に対する援助はわが国力からみて限りがある。しかし、両国はアジアの大国であり、かつ、米・中・ソ三国関係が交錯する重要地域であるので、わが国としては長期的な中共政策との関連もあり、両国に相応の重要度を賦与すべきである。また両国を他の南南アジアと明瞭に分離することなく、綜合的なアジア政策の中で両国にしかるべき位置づけを与えるべきである。

(6) 日ソ関係

ソ連は二超大国の一つであり、またその共産陣営内における指導力も低下の傾向を示しつつあるとはいえ、依然強力である。とくにわが国の立場からみればソ連はシベリアを保有している隣国でもある。

また、中ソ関係の現状からみて、対中共関係を考えるにあたつては、対ソ関係を無視することはできない。ソ連とわが国は相互内政不干渉の原則の下に平和共存をはかる以外になく、常にコレクトな態度を保ちつつ、相互に利益となる交流をはかるべきである。

(7) 西欧及び東欧との関係

西欧、ことに英・仏・独・伊の大国は、わが国と直接的な政治上の利害関係は少ないとはいえ、これら諸国は自由圏に属する有力国であり、経済的強国であるので、常に友好関係を保ち経済交流の増大をはかるとともに、必要に応じ米ソ両大国の支配をチェックする際、あるいはアジアにおいてわが国が政策目

標を追求する際西欧との協力の可能性を探求すべきである。

また西欧が繁栄し、強力であり、政治的に団結していることソ連の西方国境に対し不断のプレッシャーを与えていることとなり、わが国の国益につながる。

東欧とわが国との政治的、経済的つながりはなお微弱であり、今後とも大幅に緊密化するとは思われないが、東欧諸国の sense of independence の伸長はわが国の対ソ関係上のぞましく、この意味で東欧との関係に相応の評価を下すべきである。

# 第2部　当面のわが国の外交政策

## I　地域別政策

### 1.　対米施策

(1)　日米間においては、単に両国間の問題のみならず、広く多角的な国際問題についても十分意思の疎通をはかることが必要であるので、各種の政府間協議を通じて両国の世界政策の調整をはかるよう努力する。

(2)　安全保障の分野においては、当面日米安全保障体制を堅持しつつ、一方においては自衛力の増強、在日米軍基地の整理縮小をはじめ「日本化」をすすめるとともに、他方米軍の極東における抑止力を阻害することないよう万全の配慮を行なう。

日米間の安全保障に関する協議連絡を各種レベルでさらに密接化し、これをNATOの水準を目標に高めるよう努める。

(3) 経済関係においては、米側の「公正な通商関係」への要請に照らし、わが国の残存輸入制限及び資本・技術取引の制限は可及的速かに撤廃するよう努める。

また、一般に米国国際収支の悪化に対しては、可能な範囲でこれが阻止のため所要の二国間及び多国間協力に応ずるものとする。

特にこの点に関連し、今後わが国に対し西独に対すると同様米側より中期債の導入、米軍駐留費の分担、兵器の対米調達を強く求めてくる公算があるところ、これら要求に対してはわが国に容易に応じえない事情はあるが、日米友好関係及びわが国の安全保障に障害を生ぜざるよう所要の協力をケース・バイ・ケースに考慮する。

他方米国は、内政的事情から経済・貿易の分野で国際的ルールから見て正当化

しえない要求を往々行なうことがあるので、これに対しては無用の刺激を与えないよう説得に配慮を加えつつわが国の立場を堅持する。

ガット、OECD、IMF等多角的な国際経済の場における米国の発言権の大きさにかんがみ、これらの場における米国との意思の疎通をはかり日米協力の可能性を探求する。

(4) 米国のアジア政策に関しては、常にわが国の意向を十分反映せしめるよう努めるとともに、特に当面アジアにおける同国のプレゼンスを維持せしめるよう働きかける。ただし、米国の政策との調整をはかりつつもわが国益に照らし重要な分野についてはわが国の役割りの増大をはかるべきは勿論である。

(5) 戦後の歴史的経緯もあり、わが国民の多くは米国についての誤つたイメージを

抱いているので、日米関係の実相、その重要性等について今後とも一段と強力な国内啓発を行なう。他面米国に対しては、米国がわが国の意向を充分尊重しない、あるいは日米関係が欧米関係ほど平等でないとの印象をわが国民に与える如き措置をとらないよう常にリマインドする。

(6) 米国における世論の重要性、就中最近の日本の「フリー・ライド」に対する批判の増大傾向にかんがみ、かかる批判を根絶ならしめるよう具体的施策をとるとともに、当分の間対外啓発の最重点を米国におき、わが国の正しいイメージをうえつけることに努める。

(7) 日米関係は基本的には相互補完的であるが、超大国としての米国と準大国としてのわが国の間には、核拡散防止条約成立の過程において見られたごとき立場の相違点が今後他の分野でも表れ、米国の

立場を尊重することがわが国益のある面にマイナスを及ぼすといつたケースが増加する可能性がある。かかる場合には日米間の全般的な関係の枠内においてわが国の立場を主張する必要があるが、最善の策としては、日米双方がかかる対立が生起する分野を事前に洞察し、かつ米国をしてこの種の問題については常に日本に対し前広に協議してくる慣行をつくらしめ、かかる協議によつて摩擦の表面化をできる限り予防するよう努めるべきである。

(8) 沖縄施政権の返還交渉においては、固有の領土の返還という国民的要求の貫徹を第一義としつつも、同交渉の結果生ずべき日米間の摩擦を最小限とするよう努める。また、国内世論の動向にかんがみ、返還時の基地の態様は沖縄米軍の極東における抑止力の相当の低下をもたらすも

のとならざるをえないので、このマイナスを最大限オフセットするため、沖縄返還が実現する迄の過程を通じて日米安保体制の意義は勿論のこと、自衛力の増強、事前協議の適正な運用等について強力な国内啓発を行ない、日米安保体制の運用に関する国民の誤解・不信を除去することに努める。

2　対朝鮮半島施策

(1)　朝鮮半島の重要性にかんがみ韓国を常にわが国が特殊の親密な関係にある地域たらしめることを対韓政策の長期的総合的目標とし、そのための個々の政策は、必ずしも短期的な利害得失にとらわれることなく、長期的視野に立つものとする。

(2)　具体的施策は、日韓の特殊な人種的・地理的・歴史的関係を生かすという基本的姿勢に立ち、韓国人のナショナリズム及び現在なお存在する特殊な対日感情を勘案しつつ実施する。個々の案件の処理については、わが国の国益の立場からの主体的判断を十分加える必要あることは勿論であるが、韓国の立場には常に理解に努めるとの態度で臨み、問題によつては先方主張に若干理に合わない点があつてもこれをきき入れるという姿勢を打出す。

また韓国系、北鮮系双方の朝鮮人６０万

人をかかえているわが国としては、在日朝鮮人問題の取扱いが重要であるが、基本的には日本に在住する朝鮮人が安寧と福祉を享受しうるよう努めるとの立場に立つて処理する。

(3) 韓国人の有する日本語の素地を活用し、また一般的にわが国に対する韓国人の理解を深め、もつて日韓関係の改善、ひいてはわが国の対韓影響力の培養に資するため、日本文化センター設置、韓国人留学生受入れ等の方法による日本文化・日本語普及のための諸活動を、韓国側を刺激しないよう配慮しつつ漸進的に実現し強化してゆく。

(4) 韓国に対するに軍事的手段をもつてする北朝鮮の政策に当分変化なかるべしと考えられるので、わが国としては、沿岸警備用快速艇・治安用通信施設等の供与、高速道路の建設援助など、わが国憲法に矛盾しない範囲で韓国治安維持能力の向上に対する協

力を行ないうるよう漸進的に措置する。

(5) 北朝鮮の武力攻撃、ゲリラ活動に対する抵抗力の基盤たる韓国経済及び民心の安定に寄与すべく、今後とも対韓経済協力（民間信用を含む）を継続する。韓国のヴィエトナム戦争による外貨獲得の機会は今後減少し、韓国の債務累積処理の問題が遠からず表面化すると考えられるが、これに対してはわが国としては現行無償援助の繰上げ供与ないし新規無償協力の実施又はこれに代る効果をもつ長期低利の援助を供与する。

なお、対韓援助は日米二国が行なうとの立場をとることなく、ヨーロッパ諸国の対韓協力をも歓迎する。

また貿易面においても韓国の外貨取得能力の向上のため、所要の施策を行なう。

(6) 朝鮮半島における紛争を抑止することがわが国の利益であるので、わが国としては、常に北鮮に対する中ソの働きかけあるいは

援助供与を視するとともに、可能な限りにおいてソ連に対し対北鮮軍事援助を縮小するように働きかけ、また必要に応じ米国に対し韓国における軍事的プレゼンスの大幅縮小は行なわないよう働きかける。また韓国に対しても殊更に北鮮を刺激することをきよう適宜勧告する。

(7) 北朝鮮との人的・物的交流を例外的に認めるのは、貿易の実益のみならず閉鎖社会を漸進的に開くという長期的考慮も併せ加えて考えた上でわが国の総合的国益に即すると認められる場合であつて、韓国との外交の利益を犠牲にして迄行なうメリットはない。特に日韓復交後数年しか経過していない現状では、当面北鮮との交流は中共との交流以上に規制せざるをえない。従つて、個々の案件において、北朝鮮との交流とこれに対する韓国の反対とが対立し二者択一を迫られるような場合には、北鮮との交流の利益を捨てて韓国との友好関係確保をとる。

3. 対中国施策

(1) 中国問題は沖縄後はわが外交の最大の問題として表面化する公算が大であるが、中国問題の巨大さ、重要性の故にこれがわが国の外交基本政策の一環であり、あくまで対米、対ソ関係はじめ重要な外交問題との関連においてとらえらるべき問題であることを見失なわないよう留意する。

(2) 現状では、国府との正式の国交関係を維持し、中共とは政経分離の原則の下に各種の交流を維持、増進して行くことがわが国の利益に合致している。したがつて、国連における中国代表権問題の審議に対するわが方の態度についても、当面現在とつている政策を変更しない。

(3) 現状が変わる要因としては中共承認国数の変動、国連における票の推移わが国世論の動向等があるが、その全ての背後にある最重要要因は中共外交の今後の動向及び

これに応じる米中関係の推移である。

いずれにしても、わが国の中国問題に対する基本的立場は、一つの中国 一つの台湾が徐々に事実になつて行くよう、即ち、現状が如何に変わろうとも台湾が、法的地位の如何にかかわらず大陸と異なつたＥＮＴＩＴＹとして存続するよう努めることである。このためには、台湾が市場経済の上に立つて中国本土よりもはるかに高い生活水準と本土とは異なつた社会体制を維持し、わが国に対して友好関係をもち国際的にも多くの与国をもつ地域として繁栄をつづけがゆくことがのぞましい。したがつて、今後とも台湾の官民の各層との経済、文化、教育（特に日本語教育の推進）面等での交流と友好関係の増進をはかるとともに、貿易、投資等により台湾経済と日本経済の結びつきの維持強化に努める。

(4) 当面の中共に対する施策としては、政経

分離原則の下に各種の交流を行なうことに加え、わが方より中共をことさらにPROVOKEすることは避けつつも、中共がわが国について抱いている幻想を叩き、もつて中共をして日本における革命・解放は不可能であることを悟らせることが必要である。

特に中共は、中国本土との関係正常化を求めるがわが国内の世論を利用し、政府与党と国民との乖離、与党内の分裂促進、一部財界のつき上げ等を今後もはかつてくる可能性が大きい。従つて中共の戦略戦術をよく見極め、中国問題についての国内啓発につとめるとともに、国内の結束を固めることにより、わが方が一方的譲歩を強いられ、更にその譲歩が国内情勢の安定をもたらさず一層の譲歩を強いられるような形で中共に対し弱い立場に立たされることがないよう十分に注意し、中共側のゆさぶりに対しては、必要に応じ断固たる態度を示すこととする。

(5) わが国が中共との関係を正常化し得ないのは、国府との二国間関係に対する考慮とわが国の政策変更が米国及びアジアに与える深刻な影響に対する考慮とによる。

したがつて、上記(4)の態度をとりつつも、台湾、米国、アジア諸国に深刻な影響を与えない範囲においては今後とも出先公館を通ずる接触、ジャーナリストの交換、経済、文化、学術の交流等の門戸を中共に対して開放し続け、中共がこれに応じるよう呼びかける。

また今後、米、国府及びアジア諸国がその衝撃をTOLERABLEであると認めるかぎりは、正常化の措置は、政府高官の相互訪問、政府間取極の締結にも及び得るものである。

(6) 沖縄返還実現後、中国問題はわが国外交にとり最大の問題として国民から意識されるであろうが、具体的に中共を承認するか否かは、中共の国連加盟が実現された場合

に問題となるであろう。その際わが国のとるべき態度は中共の加盟の態様及び条件如何によることが大きいので、その時点の状況に応じ慎重に考慮、決定すべきであり、かつその際国連加盟国の動向により台湾を独自のENTITYとして残す可能性があり、かつ国府もこれを黙認せざるをえないような事態があれば、わが国としては勿論そのような国際的制度の実現をはかるべきである。

しかし、他方現実的立場からみて中共の国連加盟が実現した場合には、早晩、わが国も中共承認には踏み切らざるをえない公算は大であり、かつ、国府は国連から脱退し、わが国との断交も避けられないと考えられるので、その場合にはわが国としては、台湾との経済交流その他の実務関係をできる限り大きい範囲で維持しうるよう努めることがわが外交の重要課題となるとの肚づもりをもつている必要もある。

いずれにしても中共に対しては、中共が代表するのは現に中共が支配している地域に限られるべきこと、及び台湾の武力解放にはあくまで反対であるとの姿勢をとるべきであろう。

(7) 中国問題については常に米国との意見疎通に万全を期するよう努める。

(8) 中ソの対立は、中ソ両国に対するわが方の立場を有利ならしめるものであり、これを最大限に利用する。他方、中ソいずれか一方に与みするような態度を表明することはわが外交の手をしばることになるので、あくまでも避ける。

(9) 東南アジアとの関連においては、中共の革命斗争支援を実現させないような状況をつくって行くことが必要であり、従って東南アジア諸国に対してはこれら諸国が中共の脅威に対して抱く感情に理解を示しつつも、中共の脅威を過大視することなく国造りに努力すべき旨を説き、わが国として経済協力その他所要の国造り支援を実施する。

(10) モンゴルとの外交関係設立の目標は維持するが、その実現の条件及びタイミングについては、賠償問題に関するモンゴルの態

度、国府の反応、中ソ対立の現状にかんがみわが国のモンゴルとの外交関係設立が日ソ・日中関係に及ぼすべき影響等の諸要因を総合勘案して対処する。

4. 東南アジア施策

(1) 東南アジアをして、わが国と特別の友好関係を有する地域たらしめることを基本的目標とする。即ち、種々の国際、国内問題についてこれら諸国が方針を決定するに際して、外国の意見を徴し意向を打診することを欲する場合、他国（例えば中共、インド、ソ連、米国等）よりも日本をまず相談相手に選ぶようになること、及び日本の対外政策にこれら諸国の支持が最大限にえられることが理想の形であり、その方向に向けて努力する。

(2) 上記目標の達成のため主として外交面を通じて常に友好関係を深め密接な接触を保つべきは勿論であるが、今後の日本の姿勢として必要なのは、相手国の立場に立つて考え、相手国の期待に応えるとの態度であり、従つてわが国の近視眼的、直接的利害を一歩越えた大局的立場から、これら諸国

の利益となる援助、助言を惜しまないことが要請される。よつて、今後わが国としては上記の基本的姿勢に立つて外交的仲介、経済協力、投資、貿易（開発輸入、特恵供与等による東南アジア諸国産品の買付け増大努力を含む）等の分野において、信頼関係及び相互依存関係の強化をはかることとし、特に援助供与の態様については、日本が利己的目標のみを追求しているとの印象を相手国に与え、援助努力がかえつて政治的マイナスを生むがごときことのないよう十分留意する。又、わが国施策がタイミングよく実施され、わが国の提示する諸条件が寛大で東南アジア諸国の好感を得られるよう、わが国の関係国内体制づくりに努力する。

なお、今後は日本のアジアへの進出が相手国の利害と衝突しあるいは日本の優越が相手国を心理的に刺激する可能性が増大す

るので、アジアへの進出の態様につき工夫をこらすべきこと、及び各省、民間各界がアジアへの進出に当りそれぞれの立場から不統一な形でアプローチすることなく国として一体となつて施策して行くべきことにつき国内の注意を喚起してゆく。

(3) 現実の施策においては国別重点主義が必要であり、わが国の安全保障、重要物資の輸送路の安全確保、資源の確保などの目的達成のため、それぞれの目的と最も関係の深い国に対し、経済協力、片貿易是正などの措置を機動的に実施するものとし、かつ施策の主力は二国間施策におく。

(4) 地域協力組織は、上述のわが国の二国間施策を補完し、強化するために補助的な手段として利用すべきものであり、長期的には、これを育成強化し、更に統合の方向に持つて行くべきであるが、短期的には、これに過大な期待をかける政策をとるべきで

はない。なおASEANのごとくわが国がメンバーでない地域協力組織についても、好意的な態度で臨む。

(5) 東南アジア開発閣僚会議は、わが国の発意に基づくものであると同時に、参加国の間の連帯感もあり安定した基礎の上に立つていると考えられるので、今後とも、わが国の多角的経済協力外交の主柱として積極的にこれの育成をはかる。

(6) ASPACについては、政治的協議機関としての加盟国間の連帯性を維持し、徐々に、わが国の影響力を浸透せしめる方向を指向する。

(7) 閣僚会議とASPACの両者の機能が一応補完する形をとつているのは、両者の発生の要因によるよりも、むしろわが国の立場に基づく主張をASPAC加盟諸国に受け容れしめたことによるものである。

わが国にとつて極めて重要な地域（韓国、

台湾、インドネシア及び豪州）の全部を包含する地域機構が自然の形で成立しないのは遺憾であるが、わが方としては、当面この現実を認識し、今後は、ASPACについても従来一部にあつたような否定的または警戒的な態度をとらず、二頭の馬を馭するが如き姿勢で、この二つの地域協力グループの両方と積極的にとり組み、長期的には、この両地域内の諸国の間に完全な相互理解友好関係が生じて統合が実現することを目標とする。

(8) インドネシアの地理的、政治的、軍事的、経済的重要性と他面その不安定性とにかんがみ、同国がわが国に対し非友好的な勢力の手に落ちないことを主眼とし、同国が経済建設を行ない、政治、経済、社会の安定化につとめ、共産主義勢力を排除し、かつ、西側諸国とより深い相互協力、友好関係を結ぶことに対し、出来る限りの助力を行なう。

(9) 南ヴィエトナム、ラオスについては、米国の直接の軍事介入なしに共産主義勢力を長期にわたつて排除し得る安定政権が出来ることが理想であるが、南ヴィエトナム、ラオスの政権は自立安定の基礎を見出すには至つていない。次善の形は、ヴィエトナム、ラオス、カンボディアが共産主義の強い影響下に置かれ、タイが共産主義の脅威を感じるようなことがないようにするため、ヴィエトナム、ラオス、カンボディアをなんらかの形で緩衝地帯とすることである。よつてこの目標の実現のため、サイゴン及びヴィエンチャンの政府（必ずしも現政権とは限らない）の基盤が強化されることを経済協力等の形で支持し、また規模は縮小されても、米国の軍事的プレゼンスの継続はこの意味から望ましいとの立場をとる。

和平の促進については、当面わが国がなし得ることは少ないが、今後とも和平の達

成に強い希望を持つ姿勢を内外に明らかにする。

なお、和平会議に対しては、当面求められれば参加するとの立場をとりつつも、必要に応じ参加のための工作を行なう。又、平和維持の活動に対しても応分の寄与を行なう姿勢を明らかにするとともに早期に圏内世論工作を開始して、実効的な協力を実施し得る体制を整えるよう努め、これと平行して、わが国の自衛官派遣をも含む参加を容易ならしめるため、ヴィエトナムの平和維持活動が国連となんらかの関連のある形で行なわれるよう工作する。

和平成立後、北越・中共間に一定の距離が保たれ、北越が中共の南進に対する緩衝としての役割を果すことが東南アジアの安定に寄与することにかんがみ、わが国としては北越承認という事態もありうることを念頭に置きつつ、漸次北越との間に非公式

な関係を維持・拡大する。南北両越の国連への参加等についてもそのメリットを評価し前向きの態度で検討するが、本問題につきわが国がイニシアチブをとることは他の分裂国家とわが国との関係もあり慎重を期する。

(10) アジアの安全にとり、タイは枢要の地位にあるのと、同国の政治的安定、経済的安定・成長をはかるべく効果的な政治、経済両面の施府を行なう。

5. 対インド・パキスタン施策

(1) 両国は、わが国の長期的な対中共・ソ連政策との関連において重要な地位にある。特にインドは、5億の民を有し、潜在的には東南アジアにおいて、中共とともに、日本に対抗してヘゲモニー争いに加わる可能性を有している国であり、現にネール時代は、中共とのENTENTEの下に端睨すべからざる勢力を有した。日・中・印の三国関係から見れば、中印間に不和が続き、日・印間にENTENTEが存在し、かつ東南アジアにおいて日本のインドに対する優位が認められているという状態が続く事が今後とも望ましい。

(2) 印・パの和解は、中印関係の改善要因とはならないが、中・パ関係の冷却要因となり得、かつ、印・パのソ連依存を減少せしめる。そこで、わが国としても印・パ関係の改善という問題を遠い世界の問題とは考

えずに、多少でもその可能性ありと思われる事態の進展に際しては、コンソーシアムを利用して政治的プレシャーをかける可能性を含め、日本自ら又は他国との協力においてとり得べき措置を積極的に検討する。

(3) 両国の経済開発促進のための援助には、わが国として目下限界はあるが、印・パの長期的にみた重要性にかんがみわが国の援助政策の対象として印・パ両国に東南アジアと比較して不当に低い位置づけを行なうことなく、今後わが国の経済力の伸長に応じ国力にふさわしい経済協力を印・パ両国に与えていくこととする。いずれにしても、現在の時点において援助の点で背負いきれないからということでこの両国がわが国の総合的アジア外交に占める地位を過小評価すべきではない。最近特にインドにおいて、日本から疎外されているという感じが生れつつあると認められるが、かかる無用の疎

外感は解消させるべきであり、そのため両国との外交チャネルの緊密化、閣僚級要人の訪問等の手段を通じ、意思の疎通を十分計るとともに、アジア地域における各種協力機構に対する両国の参加問題についても再検討する必要がある。

6. 対豪州・ニュー・ジーランド施策

(1) 両国がともにアジア太平洋地域における安定勢力であること、また、近年英国への依存度を低下させ、他面アジア諸国及びその地域協力機構に対する関心と依存度を高めつつあることは、東南アジアの安定という見地からもわが国にとつても、歓迎すべきことである。従つて、かかる傾向を更に助長するとともに、両国との関係を、単なる友好関係以上のものに育てていく。ことに豪州は安全保障についての関心が大きいので、今後日豪間にアジアの平和及び安全に関し、率直な意見の交換と具体的な協力を行ないうるような関係を築くべく努める。

(2) そのための施策の一つとして、皇太子殿下御夫妻の訪問を含め、ここ当分は各界要人の交流に重点を置く。

(3) 経済面においては、わが国との補完的な分野を増進するとともに、資源確保の観点

からもわが国からの直接投資の増大を中心に積極的に緊密化を計ることが望ましい。従つてわが国は両国に対し、それぞれの経済政策が出来る限り閉鎖的にならざるよう説得に努める。また、わが国としては余り貿易バランス〔わが方の入超〕の点にこだわることなく長い眼でみれば発展的均衡をとげるという考えで対処する。

7. 対ソ施策

(1) ソ連の対日政策の基礎は50年代末期以来イデオロギー面は別として、平和共存にある。しかしながら、ソ連の過去の行動、共産主義の究極目標、及びソ連の政治体制に由来するその行動の予測困難性に照らし、ソ連のわが国に対する言動・政策は常に最大限の警戒心をもつて対処する。

(2) ソ連の宣伝と真意を常に識別するとともに、わが国に対する不当な批判ないし内政干渉的言動、ことに日米離間を目的とした宣伝には適宜反駁を加えるとともに、その都度わが国の立場を内外に明らかにする。またソ連の過去の軍事行動、わが国周辺の偵察、他国内部の親ソ分子への働きかけなどの実体、及びソ連の国情についての国内啓発に努めるとともに、ソ連の他国に対する干渉、介入についても、批判的態度を明らかにする。

次頁不開示

(5) [redacted]

(6) ソ連は今後東南アジアを従来より重視することが予想されるが、その際第一義的には中共の勢力拡大を防止しつつ、アメリカとの関係でもソ連自身の勢力を相対的に強化・扶植することを政策目標とすると考えられ、このためわが国に種々の働きかけを行なつてくることが予想される。これに対しては、東南アジア諸国に対するわが国の影響力の増大をはかり、ソ連に対するわが国の立場を強化するよう努める。

## 5. 対西欧施策

(1) 西欧諸国が世界における安定勢力及びソ連東欧に西側から圧力をかける勢力として占める重要性にかんがみ、友好協力関係をさらに促進する。特に英・仏・独等の重要国との間には二国間協議その他の接触を深め、他方OECDの場を活用し西欧諸国との協力連繋関係を強化する。

(2) 西欧は米国に次ぐ巨大な市場であるが、わが国の貿易に占める西欧の比重はなお小さいことにかんがみ、西欧との貿易の拡大にひきつづき努力する。ただし、第三国市場における競争関係の激化、対日偏見、大国として再登場した日本に対する嫉視等の事情もあり、今後の対西欧経済外交の重点は差別撤廃よりも対日不信感を除去し、対日協力が西欧経済にとり有利な所以を認識させることにある。よつて西欧諸国をしてわが国との水平分業関係を深めることに関心

を抱かしめるよう政府レベルの接触を深めることはもちろん、政府としては民間レベルの交流を側面的に援助促進することに力をそそぐ。

(3) 超大国の専横を抑え、あるいは理不尽な経済政策をとらしめさるよう日・西欧がそれぞれの必要から共同して抗議、対抗する必要性、あるいは西欧と協力して米国を支援する必要性は、それぞれ今後さらに増大すると思われるので、この種の事態における西欧との協力に努め、又必要に応じ機動的に意思疎通を行なう体制を確立する方向を指向する。

(4) 西欧諸国のアジアに対する影響力は昔日の比ではなく、又アジアに対する政治・軍事的なつながりもすでに大幅に縮小又は清算されているが、これら諸国もアジアの平和と安定及びアジア諸国との経済関係の維持促進には少なからぬ関心を抱いているの

で、わが国がアジア政策を展開して行くに当つては分野別、対象国別に西欧諸国と協力する可能性を常に探求するとともに、アジア開発のための多角的な経済協力機関には西欧諸国をして参加協力せしめるよう今後とも努力する。

(5) 人種、文化、経済、科学技術等各面における西欧諸国の対日違和感ないし優越感はなお強く、これが政治面における協力促進への障害、あるいは経済的側面における対日差別、排他主義、警戒心の原因ともなつているので、西欧に対し日本が均質性、類似性を有する国であることを強調する傍、生活態度、思考法等西欧とは異なつた日本の特質につききめの細かい啓発を行ない、もつて日本の異質性は日本・西欧間の信頼・協力関係の支障とならない所以につき理解を促進する。

(6) EECに対しては原則的にEECの統合

の強化、あるいはその加盟国の拡大は、政治・経済両面でわが国に利益をもたらすとの立場に立ちこれを歓迎する姿勢をとる。ただし、わが国の影響力は限られているとはいえEECが排他性を帯びさるよう働きかけるものとし、かかる影響力の拡大及びEECとの一般的協力のため、EECとわが国との二国間協議を強化する。

## Ⅱ　分野別政策

### 1.　安全保障に関する施策（緊張緩和、軍縮を目的とする施策は除く）

(1)　基本的には、わが国の安全はわが国自らの責任において確保すべき問題であるので、所要の自衛力の増強拡充をはかり、又そのために必要な防衛産業等の国内諸体制の整備に努める。又この努力に対し起りうることあるべき中ソ等の非難、他のアジア諸国の疑惑等に対してはその理由なき所以の説明啓発に努力する。

(2)　以上の努力にかかわらずわが国は今後といえども独力で国の安全に万全を期しがたく（特に核抑止力）、またわが国の安全と不可分な極東（とりわけ朝鮮半島）及び周辺海洋の安全については諸般の理由からわが国の力及び行動に制約が課せられているので、わが国の安全保障上集団安保体制が必要であるが、米国以外に

有効な協力を行ないうる国はない。よつて今後とも自衛力を補うものとしてなんらかの形での安全保障に関する日米間の協力体制を維持することをわが国の安全保障政策の基幹とする。

これ以外のアジア地域における多数国間の集団安全保障体制は実益に乏しく、内政・外交上のマイナスも少なくないのでこれを考慮しないこととし、またソ連を含めたアジア安全保障体制には否定的立場をとる。

(3) 以上の前提の下に、当面現行の日米安保条約を継続し、その運用に遺憾なきを期する。ただし、今後は、日米間の安全保障上の協力体制の態様について国際情勢の変化に応じ、かつ日米両国内の与論の動向を考慮し柔軟な考え方の上に立つて検討する。

わが国与論の動向は、基本的にはわが

国国土における米国軍の顕在的なプレゼンスを希望しない方向に向うものと予測される。従つてわが国としては、急激な現状変更を避けつつもこの与論の動向を先取りしたヴィジョンの上に立ち、わが国の主体性に立脚した安全保障体制を漸進的に築き上げることとする。その場合わが国国土の安全については、核抑止力及び西太平洋における大規模の機動的海空攻撃力及び補給力のみを米国に依存し、他は原則としてわが自衛力をもつてことに当ることを目途とし、朝鮮半島を中心とする極東の安全については平時における抑止力としては若干の限定された重要基地施設を米軍へ提供するにとどめつつ、有事におけるこれら基地の米軍による使用及びこの米軍の行動に対するわが国の支援が遺憾なく行なわれるよう諸般の体制を整えておくことを目途とする。

(4) 上記目的にてらし、日米安保体制の今後の運用に当つては次の諸点に留意する。

イ、日米政府間に国際情勢及び安全保障に関する基本政策についてのハイレベルの随時協議を一層密接化し意思の疏通をはかること

ロ、日米両外交当局及び両軍の間の協議の密度を高め、又段階的に緊急事態対処計画、作戦上の打合せ等をＮＡＴＯの水準にまで高めること

ハ、わが国の自衛力を質、量の両面で整備、拡充し、かつ国内の法体系の整備、改正及び行政上の諸体制の充実により、この自衛力が保持する実力を有事の際十分発揮できるよう措置すること、及びこれに応じて在日米軍基地は逐次縮小・整理するが、原則として自衛隊がこれを引きつぐとともに、日本及び韓国の防衛に死活的重要性を有する若干米軍基地はこれを存置し、もつて抑止力の維持をはかること

ニ、わが国周辺において極東の安全を脅かす事件が発生した場合日米安保体制が効果的に発動されるよう、事前協議の運用に遺憾なきを期すること

(5) 安保体制及びわが国に対する脅威その他国際情勢についての国内啓発を強化する。

また、防衛問題一般に関し国際通念に反する国民の考え方を是正し、併せて大国としての国際的責務を果すため国防問題に関する国際的なものの考え方についても広く国民に啓発を行なう。

(6) 国連軍(国際警察軍)、国際監視団に対する諸般の協力を実施し、情況が許せば平和維持活動のため自衛官ないし自衛隊派遣を実施するよう漸進的に準備を進める。

(7) わが国の安全保障に寄与し、かつ効果的な防衛産業を維持するに必要な限度に

おいて武器輸出、軍事援助（当面関係国の国内治安用）を実施する。

(8) 重要物資の輸送路の安全を独力で確保することは到底不可能であるので、マラッカ海峡の自力防衛のごとき構想はとらず、次の手段をとる。

イ 輸送路周辺諸国に紛争が起ることなきようわが国の政治力・経済力を行使するとともに、これら地域との友好・協力関係を深め、有事の際においてもわが国商船の航行が円滑であることを期する。

ロ 重要物資の輸入先の可及的分散をはかる。

(9) 核兵器については、NPTに参加すると否とにかかわらず、当面核兵器は保有しない政策をとるが、核兵器製造の経済的・技術的ポテンシャルは常に保持するとともにこれに対する掣肘をうけないよ

う配慮する。又核兵器一般についての政策は国際政治・経済的な利害得失の計算に基づくものであるとの趣旨を国民に啓発することとし、将来万一の場合における戦術核持ち込みに際し無用の国内的混乱を避けるように配慮する。

2　国際的安全を高めるための施策

(1)　一国の安全保障は、国際関係の反映であるから、安全保障対策と平行して、国際関係そのものを改善する対策を常に施すよう努める。国際関係改善の最大目標は、恒久平和の樹立であり、わが国としては恒久平和樹立を目標とする平和推進外交を、理想主義的思想の遊戯としてではなく、わが国安全保障の具体的対策が常にフィード・バックされる現実的施策として把握し、実施してゆく。

恒久平和対策の二つの大きな柱として、(イ)軍縮ないし軍備管理と、(ロ)国連による平和維持機能の確立に努める。

(2)　軍縮ないし軍備管理については次の基本方針に基づき施策する。

イ　軍備の画期的縮小ないし完全軍縮は予見しうる将来実現不可能である。よって政府の基本的立場及び国内啓発上

の見地から完全軍縮へ向つての努力を強調することは必要であるが、他面国民に幻想を抱かせないよう配慮する。

ロ　現状では米ソ両国が同意しなければ実質的な意味のある軍縮措置はとりえず、従つて当面、軍縮措置というよりも予防措置あるいは軍備管理措置と称すべきのないし極めてマージナルな軍縮措置しか国際的に合意し得ないのが現実であるが、この程度の措置でも東西の緊張緩和等の政治的効果は無視できないので、わが国として所要の協力を行なう。

ハ　上記の協力を行なうに当つては、わが国の安全保障が米国の核抑止力に依存するところが大である次第にかんがみ、米ソ間の核戦力の均衡が崩れないよう、また現在軍縮交渉に参加していない中共との関係でわが国の安全保障

が確保されるよう慎重に配慮する。

ニ　ただし核軍縮については、わが国は非核兵器国中の雄邦であり、かつ特殊の国民感情をも背景とした国であるので、今後わが国が軍縮問題ひいては国際政治一般についての政治的影響力を高めようとすれば、この非核大国の立場を明確にし、米ソをして実質的な軍縮措置に進ましめるよう努力することもまた必要である。従つて、上述ハの立場を見失うことなきことを心しつつ、必要に応じスウェーデン等とも協力し独自の立場に立つた建設的提案を行なうよう努め、日本が米国の走狗であるとの印象を与えることの絶対ないよう配慮する。

また、仏、中共等の核実験に対するわが国の反対の態度はこれを常に明らかにする。

ホ　軍縮ないし軍備管理交渉を通じて東西関係の推移の把握につとめる。

(3)　国連の実効的平和維持機能の確立については、完全軍縮に見合うものとしての国連警察軍による平和維持実現を期する以上、完全軍縮と同様に息の長い目標であるが、それ以前の段階においてわが国としては、(イ)兵力の派遣を含む国連平和維持活動への実質的貢献の度合いを高めることに努力するとともに、(ロ)米ソが紛争地域における国連平和維持活動をより有効なものとすることに協力するよう両大国に働きかける。

3. 国連関係施策

(イ) 国連は憲章の規定、あるいは設立当時の政治的目標にかかわらず、現実には権力外交の舞台となつており、その平和維持機能に大きい限界があることは明らかであるが他方世界的フォーラムとしての国連の有用性、重要性に変りはない。

国連におけるわが国の立場は、基本的には西側先進国の一員であることにあつたが、近年における国力の増大に伴い今やグローバルな問題にもかなりの責任を負う大国であるという立場がこれに加わつている。即ちわが国が完全にAAグループの外に出ることは可能でも妥当でないとはいえ、多くの場合わが国がAAグループと同一の行動をとることは、西側先進国と利害の同一性が高いわが国の利益に合致しない。又AA中心の外交はいわば部分外交であるのでかかる外交を

国連の舞台で行なうことは、国連をグローバルな外交政策展開の場として活用すべき大国日本としての立場にも合致しない。

従つてわが国の国連外交の目標は(イ)国連の場において現実的な日本の国益の保全促進に努め、このため国連内部におけるわが国の地位の向上と威信の高揚をはかること、(ロ)西側先進国グループのもつ政治的理念及び共通の政治、経済的利益の伸長をはかること、(ハ)時宜によりわが国の独得の地位を活用し西側先進国とアジア諸国、白人諸国と有色人種諸国との間の調整や橋わたしの役割りを引受けること、(ニ)世界平和の実現と世界の調和ある発展に資するため、平和維持あるいは南北問題の解決のごときグローバルな問題に関して国連の場を通じて行なわれる諸努力に大国として貢献し、かつこの目

的のため国連という機構自体の適正な運営と育成をはかることである。

(2) 国連の機能を改善し、現実に即応したものとするため、時宜に応じて憲章の改正（安保理関係規定、旧敵国条項等）を提議する。また憲章の大幅改正が実現不可能な場合も現行憲章の枠内で解釈及び運用の面で柔軟な態度をとることにより、国連の平和維持活動をできる限り実効的なものとするとともに、国連の諸決議が非現実的な方向に走らざるよう努めるものとし、かつ、このため穏健な西側先進諸国と協力する。

(3) 安保理については、出来る限り頻繁に選出されるための諸施策を講じ、事実上常任理事国に準ずる地位を占めることに努める。また、安保理に提訴すべき事件の制限、拒否権行使の制約、議事運営方法の改善等、安保理の機能強化のための

努力を関係諸国との協力のもとに推進するとともに、わが国としては、安保理決定をあくまでも尊重するとの態度を維持し、かつ安保理の活動に対し、わが国として能う限りの協力を行なう。

(4) 国連（総会）が主権の平等、一国一票の原則に基づくものである以上、多数の力は無視し得ないが、表決の結果が過激に走り、現実から遊離することのないよう努力する。このためA・Aグループ、とりわけアフリカ、中近東の過激な主張を行ないがちなグループとの関係は不即不離を原則とするが、他方東南アジア諸国等わが国と接近し、利害を共にする諸国の間の連繋はこれを深め、サブ・リージョナル・グループの育成をもはかる。

(5) 国連主要諸機関への参加と並んで、事務局上層部に邦人職員を送り込むなどにより、情報源の確保をはかるとともに、

機構の内部におけるわが国の発言権と影響力の強化につとめる。

(6) 諸国間の政治的利害の対立が比較的少なく調整可能な分野で、わが国が大きな関心を有する問題を随時、国連各機構の議題に提出するなどにより、国際会議の主導権獲得のための試みを行なう。

4. 人種問題関係施策

(1) 人種問題が国際問題となりわが国外交上の態度決定を迫られるのは、大別して少数白色人種が多数有色人種を差別的に支配している場合と、少数民族問題とであるが、前者については人種無差別に関する国連憲章規定をはじめとする国際的原則と、わが国の具体的利害を考慮し、また後者については少数民族の自決権ないし基本的人種尊重の原則と並んで内政不干渉の原則を考慮する必要がある。いずれの場合も、人種問題は長期的にして、かつ当該国にとり極めて根深い問題であるので、わが国としては穏健かつ現実的態度を維持すべきである。

(2) わが国は、人種差別の結果派生する利害が相矛盾するような状況におかれがちであるが、基本的にはわが国は黄色人種として差別される立場にあることを忘却

すべきではない。従つて、わが国としては、人種差別が排除されるべきであるとの原則を常に標榜し、わが国民が差別される場合は勿論のこと、わが国民以外の有色人種が差別されるような場合も、常にこれに抗議、反対の姿勢を示すべきである。

(3) ただし、わが国が直接の対象ではないような差別のケースについて、差別撤廃のためわが国としてなし得ることに自ら限界があることに鑑み、いたずらにAA諸国の過激な行動に同調すべきではない。人種差別には単なる人種の違い以外に、当該人種側に差別を惹起せしめる種々の要素が存在していることが原因となつている場合も多く、しかも、これらの要素を当該人種があえて除去する努力を行なうことなくいたずらに感情的に人種差別反対を叫ぶ傾向のあることも注意すべきである。

従つて、わが国としては個々のケースにつき現実的アプローチを行なうこととし、必要に応じAA諸国に対し性急なアプローチは必ずしも効果的にない所以を説明し、国連等における非難ないし制裁決議案等の内容が、不当に過激あるいは非現実的なものにならざるようわが国の影響力を行使し、もつて、わが国の政治、経済上の利益が保全されるよう措置する。

(4) 南アフリカ、南ローデシア、ポルトガル施政地域など少数白人による差別的支配の問題については、国際的非難決議、制裁措置等も比較的成立し易いところ、上記のわが方態度にもかかわらず、これと異る決議案等が一たん成立した場合は必要と認める留保等を付しつつも、その内容は誠実に履行し、わが国の態度に関し疑惑なからしめる。

(5) その他の少数民族問題については、わ

が国として態度を表明せざるをえない場合は少数民族の人権擁護の必要性を主張することとするが、一般に少数民族問題に介入することは内政干渉としてうけとられ、当該関係国との国交上も好ましくないので、これを避けることとする。

5. 経済関係施策

(1) わが国は今や世界経済上極めて重要な地位を占め、かつ重大な国際的責任を課せられるに至つているところ、自由無差別の原則に基づく世界貿易の拡大こそ基本的にわが国の国益に合致するものであるので、わが国経済の開放体制への移行と国際化を今後共一層推進することにより、世界貿易の進展とわが国の繁栄の確保につとめる。

(2) ガット、OECD、IMF、UNCTADその他の国際経済機構のメンバーとして積極的に活動し、またこれら機構内におけるわが国の発言権の増大につとめる。

(3) 貿易及び資本の自由化は、国際分業体制の促進を通じて、国土、労働力等の(広義の)国内資源の有効利用を可能ならしめて経済の効率化を進めるという長期的利益を伴うのみならず、貿易相手国の保

護的動向を抑制し、国際貿易の維持と発展に寄与するものであるから、急激な変革により社会的、政治的不安定を生ぜざる限り、かつ緊急時における国民経済の存立に支障を来たしたり、あるいは将来のわが国の経済発展を阻害したい限りにおいて、鋭意これを推進する。

(4) 南北問題悪化の主要原因の一つは開発途上国の輸出不振にあることにかんがみ、経済協力と平行して対開発途上国輸入の増大を図り、このため漸次わが国農業及び工業の構造的変化及び国際化を進める。又、如上の措置を講じても基本的にわが国と開発途上国の技術格差は増大する一方であると考えられるが、特恵供与、委託加工、技術指導等各種の方策によりできる限り開発途上国特に東アジア及び東南アジア諸国との間に幅の広い経済的相互補完関係を維持、強化するようつとめ

る。南北問題解決のための国際的努力特に、先進諸国間の協力には積極的に参加する。

(5) 今後の主要先進諸国の動向いかんによつては、グローバリズムの原則から大きく逸脱しない範囲で、わが国を中心とし、又はわが国が重要な一翼となる広域経済圏の構想あるいは地域的協力体制の実現の可能性を検討する。また、対外投資の自由化等により、わが国資本の海外進出を容易ならしめ、日本経済の活動範囲を拡大するための施策を講ずる。

(6) 主要国通貨の動揺は、為替制限、貿易制限を経て国際貿易の縮小を招き、ひいては中長期の資本取引を阻害するおそれがあることにかんがみ、主要通貨の安定維持のための国際的努力には、わが国も積極的に協力する。現行の国際通貨体制の再検討については柔軟な態度をもつて臨むべ

きる、特にドル平価ないし金価格の変更は、わが国の利害に直接影響するものであるので、かかる事態を回避するため必要な諸施策を講ずる。またわが国経済の均衡ある発展を図るために、急激な金・外貨準備の上昇に伴う円価格の切上げ圧力を回避すると共に、為替管理を撤廃して円の完全な交換性を回復することを目途に円貨の国際的信用の増大につとめる。

(7) 科学技術水準は経済発展を長期にわたって決定する要因の一つであり、かつ外交上重要な要素ともなり得べきものであるので、先進諸国との協力及び基幹技術ないしは先端技術の自主開発を通じて、対米格差の縮小並びに技術先進性の確保につとめるとともに、開発途上国（東欧を含む）に対する技術輸出を通じて、貿易拡大、資本交流等の副次効果を図る。また、国防上特に重大な分野を除き、基礎研究と開発の両面にわたり、二国間又は多数国間の国際協力の可能性を探求し、これに積極的に参加する。

(8) 従来の輸出振興一辺倒の考え方から脱次脱皮し、わが国経済の成長と発展指向のための輸入の問題について長期的展望に基づく施策を講ずる。特に資源問題解決の要請は、わが国の経済の急速な発展を反映し、益々高まっているが、資源輸入に関する長期的、総合的な政策を確立

し、わが国に対し資源を供給している国、供給路に当る国の紛争勃発、対日関係悪化を未然に防ぐべく尽力し、また資本協力、技術協力、開発輸入、長期契約等の具体的施策の積み重ねにより、資源の低廉・安定的な供給確保に努める。

(9) 今後わが国の労働力不足の問題は益々顕在化するものと予想されるが、外国人労働者の大量受入れは、特にわが国の場合、種々困難な社会的、政治的問題を誘発し、かつ国際関係の緊張を招く惧れもあるので、差当りは産業の合理化、近代化を進めることにより労働生産性と労働力の流動性を高め、また職業訓練の充実により労働力の質的向上をはかるとともに、わが国資本の海外進出、委託加工貿易等により、近隣アジア諸国の労働力を実質的に活用する方途を講ずる。

(10) 資源輸入国であり、かつ貿易立国であ

るわが国としては、効率性の高い廉価な海運サーヴィスを確保することが必要であり、また将来の経済発展の確保と安全保障の見地からも充実した海運力の保持育成が必要である。よつてわが国としては、海運自由の原則の維持に努める。ただし、一部の開発途上国、あるいは米国等の国旗差別、同盟規制等の動きにより長期的には自由競争の原則及び現在の形のごとき同盟をそのまま維持することは徐々に困難となると予想されるので、わが国としては当面西欧先進諸国との協力の下に自由競争の原則を主張しつつも、発展途上国の要求に適当な考慮を払うことを含め、今後事態の進展とともにある程度柔軟な姿勢でわが国海運の総合的利益の保全伸長につとめることとする。

航空業には国が関与している例の多いこと、航空路の設定には各国の主権がか

らむこと等から、航空問題については国の介入が特に必要であるところ、わが国としてはこの面で若干の立ちおくれがあるので、二国間航空交渉を通じてわが国に不利な現状の是正につとめるとともに航空路線権の獲得に努める。

(11) わが国は伝統的にその食糧資源の多くを漁業に依存しているが、海洋資源を減らすことなく持続的な漁獲を行なうためには、海洋資源の国際管理が不可欠であるところ、水産先進国を自認するわが国としては、積極的に資源の適正利用のための国際的協力に努力する。他方、近年資本、技術に乏しい一部開発途上諸国は、自国漁業保護の見地より法外な管轄権を主張し、この結果わが国漁業は次第にこれら諸国の沿岸水域より締め出される傾向も見受けられるが、わが国としては、当面二国間の漁業技術協力、資本輸出等

を通じて問題の現実的解決をはかるとともに、長期的には多角的な場において公正なルールを確立するよう検討を進める。

## 6. 経済協力関係施策

(1) 開発途上国の経済、社会の開発に協力しその経済の安定、自立および発展に力を籍すことは、これら諸国およびその周辺地域の平和と繁栄を促進する所以であり、またその反映としてわが国経済の発展のみならず、わが国の平和と安全にも貢献するものである。これまでのわが国の経済協力は、戦後、賠償などの形から始まつたという特殊な経緯もあり、輸出市場の拡大、輸入資源の確保、さらには世界経済の調和ある発展への寄与などという経済的効果が中心に考えられてきたが、今後は、これらの経済的効果とともに施策に宜しきをえた場合の政治外交上の意義をも十分認識する必要がある。すなわち、経済協力は、二国間関係においては、両国間の友好親善関係の促進や相手国の対日信頼感の増進に役立ち、また、開発途上国の一定グループ一定地域に対

するわが国の影響力の増大にも貢献し、ひいては、開発途上国全体との関係においても、いわゆる「南北問題」処理に当つてのわが国の立場の強化にも役立つものである。

(2) わが国の経済協力の重点地域は当面引続きアジア地域とし、とりわけ、北東および東南アジア地域はわが国の平和と安全に直接的に影響のある地域であるから、この地域の開発途上国に対する協力に最重点をおく。協力の対象は、輸出増大といつた見地ではなく、相手国の実情に即した部門における協力という見地に立つて選択する。

しかし、わが国の国際政治経済上の地位の向上に伴ない、中近東、アフリカ、中南米諸国との関係改善強化の必要性も一段と増すので、これら諸国に対しても経済協力、技術協力を進めて行くこととする。

(3) 開発途上国において経済協力が真に活かされるか否かは、主として相手側の受入れ体制

によつて左右される。よつてわが国としては、今後とも開発途上諸国が受入れ体制の改善、さらには自助努力の強化に一層努力するよう他の援助供与国とともに適切な影響力を行使する。他方、わが国としては、経済協力の拡充が、必ずしも、開発途上国経済の調和ある発展や政治の安定に直結するとは限らず、また、わが国とこれら諸国との友好関係増進を自動的に保障するものでないことを認識し、安易な経済協力万能薬思想あるいはその逆の軽早な援助無用論を戒しめ、常にキメ細かい協力の実施を配慮しつつ、経済協力の効果を長期的、綜合的に評価するよう努める。

(ｲ) 援助量や援助条件に関するＤＡＣ及びＵＮＣＴＡＤの勧告は、これをできる限り早い機会に達成することが日本政府の基本方針であることをあらゆる機会に明らかにする。ただし、その達成の具体的時期及び順序については、わが国の特殊事情、とくに社会資本の不足並びに日本経済の急テンポの発展とに起因する日本国内の莫大な資金需要とのバランスを常に考慮せざるをえない事情から、ある程度の時間的余裕が必要であることにつき理解を求める。援助量の拡大と援助条件の緩和とは特定時点における政策としてはある程度二者択一的な性格をもつが、被援助国における累積債務の増加傾向にもかんがみ、当面政府借款の条件緩和に最重点をおき、可及的速やかに少なくともＤＡＣ諸国平均に到達するように努め、その上で、今後とも逐次手直しされるで

あろう勧告内容に近づけるよう引続き努力する。量の拡大については、総額の伸び率が落ちないよう留意し、とくに政府ベース援助量の伸びを確保すべく努力しつつ、「国民所得の1%目標」につづいては「国民総生産の1%目標」をなるべく早い時期に達成するよう努める。なお援助供与は今後とも二国間方式に重点をおくが、多国間方式の特色にも着目し、アジア開銀の育成強化等にも努力する。また、わが国商品の国際的競争力の強化に対応してエイド・アンタイイングについても検討する。

(5) これまでのわが国よりの無償供与の大部分は戦後処理的性格のものにより占められてきたが、インドネシア賠償の完了(1970年)後はこの種無償供与は漸減の方向にある。他方、無償供与に対する国際的要請は今後むしろ強まるものと

予想される。よつて、今後は、(イ)借款ベースに乗せることが極めて困難な公共的開発プロジェクト、とくに後発開発途上国のこれらプロジェクト、(ロ)ヴィエトナムの如く戦災復旧のため緊急に実施を必要とするプロジェクト、(ハ)わが国よりの技術協力の結実として具体化してきたプロジェクト、(ニ)これら以外にも当該相手国に対する外交政策上特に必要不可欠と考えられるプロジェクト、に対してケース・バイ・ケースにその価値を検討の上、無償経済協力を実施し、その規模を逐年拡大するよう努める。

(6) わが国の援助において占める技術協力の比重は他の援助供与国に比し未だ可成り低いが、技術協力は、開発途上国の人造りに直接貢献し、また、人と人との接触を通じて開発途上国の指導者層の中に親日、知日グループを育てるという副次

的成果も大きく、少ない費用の割に効率の高い援助形態である。しかし、わが国には外国語を駆使して外国人に対し教育指導に当る能力経験をもつ専門家は乏しく、また日本国内における良好な雇傭事情と相俟つて、技術協力のための適材の確保は容易でない。よつて、今後技術協力の量質両面の拡充を図るべきはもとよりであるが、事業量のみ過早に伸ばして事業内容が粗雑に陥らぬよう、技術協力要員の確保養成、海外派遣専門家の待遇改善や身分保障、国内研修施設の改善と受入れ体制の整備など、長期的に見ての技術協力拡充の基盤作りにも格段に努力する。

(7) わが国の経済協力の実施体制及び制度は未だ多くの面で不備であり、弾力的機動的運用を困難としている。わが国援助量の増大にも対応し、援助の一層の効率

的計画的実施が可能となるよう、所長の施策（例えば経済協力基本法の制定、援助予算の一本化、海外経済協力基金の強化、多年度予算方式の採用等）を講ずるものとする。また、経済協力の意義に関し積極的に国内啓発を実施するものとする。

## 7. 文化啓発関係施策

(1) 文化外交には、友好関係の促進ならびに人類文化の一層の多様化ないし向上という一般的目的があるが、わが国の外交政策における文化面での施策は(イ)各国の誤解等に基づくわが国の政治・経済的進出に対する阻害要因の除去と(ロ)わが国の一般的影響力増大への支援という補完的目的を重視すべきである。このため、文化施策と対外啓発施策を表裏一体をなすものとして実施する体制をつくるとともに、情報社会の形成に伴う民間レベルでの情報の普及に対応し、政府の介入なしには行ないえない分野に重点を集中する。

(2) わが国の古典的文化を外国人が理解することは容易でなく、また日本語が世界性を欠いていることは、文化啓発施策によるわが国の影響力増大の根本的ハンディキャップである。従つて、わが国は先

進諸国に対して独自の文化の紹介に加えわが国の同質の面をも有することを強調する直接啓発を行なう（あるいはこの趣旨に沿つた出版奨励策をとる）。また開発途上諸国に対しては日本の科学、技術面の優秀性を紹介することもさることながら、東南アジア諸国等では日本の経済的圧力をすでに痛切に感じているので、これを中和する意味でも日本の伝統的文化の高水準を紹介する文化啓発活動を併せ行なう。

また教科書における日本についての誤つた記述を是正するため、今後とも努める。

(3) 日本語の普及は重要であり、特殊地域たる韓国、台湾については日本語教育の復活実現に努め、爾余の諸国についても日本語教育を中心とした日本研究の拡充をはかる。

ただし、日本語教育の押しつけは相手国の反発を招くおそれがあるので先方に要請があれば迅速に所要の教官、教材等を提供できる体制をととのえておくことに施策の

重点をおく。また、日本語普及のためには日本の科学技術水準が高く、この関係の情報を消化するためには日本語の習得が前提条件であるような状況をつくつて行くことが効果があり、この意味でわが国の高度の技術水準の紹介に常に努めるとともに、開発途上国に対しては文化政策と技術協力政策の調整ないし一体化をはかる。

(4) 文化協定に予算的うらずけを与え、この種協定を単なる友好関係促進のための宣言にとどめることなく、内容を充実するよう努める。但し、共産主義国との文化協定については相互主義の原則を貫くよう配慮する。

(5) 国費留学生の枠を画期的に拡大するよう努める。

8. 移住関係施策

(1) わが国の海外移住の歴史は百年に及ぶ

が、従来の移住政策は過剰人口対策としての色彩が強かつた。しかしながら最近の国内経済の高度成長に伴う国民の生活水準の向上或は「人手不足」の傾向の現出等新しい時代の趨勢からすれば、今後は相手国への貢献という国際協力的効果及びこれを通ずるわが国の国際的声価の向上に充分な配慮を払いつつ、わが国民が広く海外において発展することを助成することに政策目標を置くべきである。この観点からすれば、移住者のみならず、長期にわたり海外に生活の本拠を置く一般在留邦人をも含めたわが国民の海外発展として広い視野から海外移住をとらえる必要がある。

(2) 既に移住者として海外にあるものに対しては、国としても現地における各種の適応力及び創造力を培うために必要な指導援助を行なうとともに、その定着、安定のための援助を強化する責任がある。また、既移

住者が強く欲する従来型の後続移住者の送出についても、その可能性を確保しておく必要がある。

(3) わが国民の海外発展という新しい考えの国内啓発にあたつては、同時に国民の国際性を高めることも目的とすべきであり、外務省としてはこの面で都道府県に対し充分な指導と財政的援助を行なうとともに、移住行政を通ずる地方とのつながりを外交施策一般においても有効に活用することを考えるべきである。